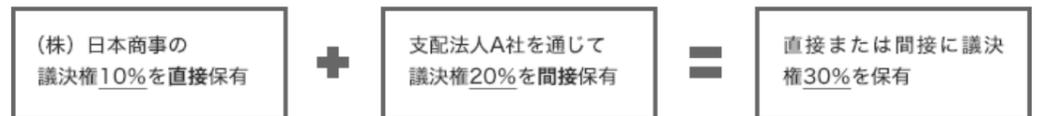


※1 間接保有とは、実質的支配者（下図の「日本一郎」）が、「議決権の50%超を保有する支配法人（下図の「法人A社」）」を通じて保有することをいいます。



- ・法人A社は、実質的支配者である日本一郎が、直接または間接に50%超の議決権を保有するため、日本一郎の「支配法人」になります。
- ・(株)日本商事の議決権を、直接または間接に25%超保有している日本一郎は、(株)日本商事の実質的支配者になります。



※2 「50%超の議決権」もしくは「50%超の収益配当もしくは財産分配を受ける権利」を有する個人の方がいる場合は、その個人の方のみが該当します。